

電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令の概要

1 省令制定の経緯

「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 59 号)の施行に伴い、「電気通信基盤充実臨時措置法」(平成 3 年法律 27 号)が改正され、同法第 2 条第 1 項第 4 号が新規制定[※]されることになる。本号においては、整備促進措置の対象である高度通信施設にアプリケーションサーバが追加され、その業務が行われることとなる、学校、病院その他これらに類する施設を別途総務省令で定めることとしている。

[※]本号は、基盤法の目的である整備促進措置の対象である高度通信施設について、デジタル方式による動画の送信が可能な電気通信設備(アプリケーションサーバ)を追加することとしたものである。

2 制定内容

学校、病院その他これらに類する施設として総務省令で定めるものは、以下の施設とする。

- (1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 20 条に規定する公民館
- (2) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (3) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館
- (4) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所